

## 第6 平成16年改正年金財政フレームと財政検証

### 1. 平成16年改正で導入された年金財政の枠組み

- (1) 保険料（率）水準の固定
- (2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- (3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間
- (4) 給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入
- (5) 給付水準の下限

### 2. マクロ経済スライドの仕組みと意義

- (1) 給付水準調整期間中のマクロ経済スライドの仕組み
- (2) 名目下限措置とキャリーオーバー
- (3) マクロ経済スライドの早期実施と将来世代の給付水準の確保

### 3. 2019年財政検証の結果

- (1) 財政検証の前提
- (2) 2019年財政検証の結果の概要

## 1. 平成16年改正で導入された年金財政の枠組み

平成16（2004）年改正では、国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みにおいて、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図ることとし、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

この枠組みの下で、将来に向けてどの程度給付水準を調整する必要があるかは、

- ・高齢化や少子化がどの程度まで進行するか
- ・女性や高齢者の労働市場への参加により、年金制度の支え手がどの程度増加するか
- ・経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

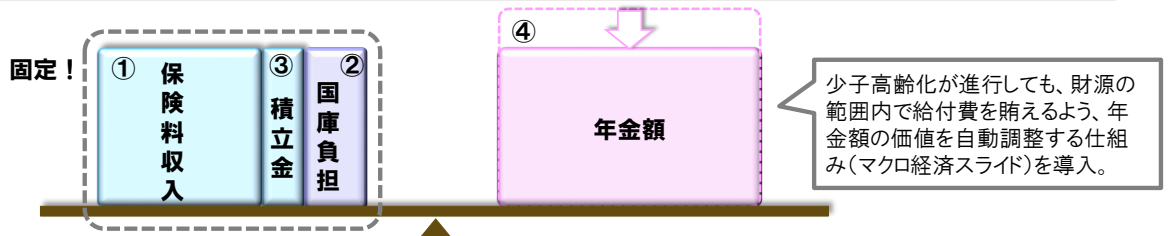
等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右される。このため、年金の財政状況を定期的に確認することを目的に、少なくとも5年ごとに、概ね100年という長期の財政収支の見通

し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証する（財政検証）。

財政検証においては、将来の人口や経済について、その時々最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の新たな出発点から概ね100年間の見通しを作成する。また、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示している。

### 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



#### ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）  
 ・厚生年金：18.3%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）  
 ・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ） ※現在の国民年金保険料：16,590円（令和4年4月～）  
※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格）

#### ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

#### ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消（法改正）により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

#### ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率：61.7%（令和元年度）⇒ 50.8%～51.9%（令和28～29年度） <令和元年財政検証・ケースⅠ～Ⅲ>

## (1) 保険料（率）水準の固定

平成16（2004）年改正により、保険料（率）水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行う制度となった。

これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料（率）水準を法律に明記し固定したものである。

## (2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16(2004)年改正において道筋が法律上明記され、法律の本則上(国民年金法第85条)では基礎年金の国庫負担割合を2分の1とした。2012年に社会保障・税一体改革による消費税率の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成した。<sup>1</sup>

## (3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成16(2004)年改正以前に行われていた財政再計算では、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式(永久均衡方式)を採っていた。この方式においては、予想が極めて困難な遠い将来までを考慮し、巨額の積立金を保有し続ける必要があった。

そこで、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでの概ね100年を財政均衡期間に設定した上で、当該期間において年金財政の均衡を図る方式(有限均衡方式)とし、積立金についても、当該期間においてその運用収益と元本を活用することとした。<sup>2</sup>

## (4) 給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入

保険料水準を固定した上で、国庫負担割合や積立金の活用方法が決定したことにより、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなった。この前提で、若い世代やこれからの世代に将来にわたる給付を確保するためには、足下の給付水準を調整する必要がある。この仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドである。

給付水準調整の終了時期は、5年ごとに行われる財政検証において判断されることになるが、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれたことになる。

---

<sup>1</sup> 詳細な経緯については、「第5 公的年金制度の歴史」の本文を参照されたい。

<sup>2</sup> 2019年財政検証においては、2115年度までの95年を財政均衡期間としている。財政均衡期間は財政検証ごとに移動していくものであり、これにより2116年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなる。

## (5) 給付水準の下限

給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、「モデル年金の所得代替率」を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率50%と定めた。

「モデル年金」とは、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマン、妻が40年間第3号被保険者である場合における世帯の年金を指し、「所得代替率」とは、年金受給開始時点(65歳)における、現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対するモデル年金額の比率のことをいう。

2019年度時点における所得代替率は61.7%となっているが<sup>3</sup>、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していく。後に見るように、2019年財政検証においては、人口推計が中位推計で経済成長が進むケースで所得代替率50%を確保し、概ね100年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかし、より一層少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以上に悪化するような場合には、給付水準調整を行い続けると所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。財政検証において所得代替率が今後5年間に50%を下回る見込みとなった場合には、平成16(2004)年改正法附則の規定に基づき、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。また、その際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

## 2. マクロ経済スライドの仕組みと意義

### (1) 給付水準調整期間中のマクロ経済スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(給付水準調整期間)、毎年の年金の改定率を抑制することにより行う。

---

<sup>3</sup> 平成16(2004)年改正当時の所得代替率は59.3%であったが、デフレ経済が続き、賃金が低下する一方で年金額が維持されたこと等により、足下の所得代替率はむしろ上昇した。

給付水準調整では、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加という2つの観点からスライド調整率を設定し、毎年の改定率を抑制する。<sup>4</sup>

スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績（2～4年度前の3年平均）  
+ 平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）

（注）全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。マクロ経済スライドにより、物価・賃金の伸びよりさらに増額することはしない。

給付水準調整期間中の年金の改定率は、新規裁定年金（67歳に達する日の属する年度までの年金。以下同じ。）の水準については、本来の賃金（可処分所得）による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金（68歳に達する日の属する年度以降の年金）は本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

## （2）名目下限措置とキャリーオーバー

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行う。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行わぬが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わない。

また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率をそのまま減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げてまでスライド調整率を減ざることとはしない（名目額を維持するところまでのスライド調整率を減ざることとする）。

なお、平成28（2016）年の制度改正により、マクロ経済スライドの仕組みは、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整する仕組み（キャリーオーバー）に見直され、2018年4月から導入された。

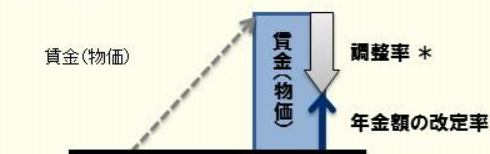
<sup>4</sup> 現役世代の減少の指標となる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いる。

マクロ経済スライド

- 「賃金」や「物価」による改定率から、平均余命の伸びと現役被保険者の減少率による「マクロ経済スライド調整率」を差し引いて、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 賃金や物価の伸びが小さく、マクロ経済スライド調整を完全に実施すると、年金額がマイナス改定となってしまう場合には、年金額が据え置きになるまでのマクロ経済スライド調整を実施する。また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、マクロ経済スライド調整を行わない(名目下限措置)
- マクロ経済スライドの未調整分は、翌年度以降に繰り越される(キャリアオーバー)

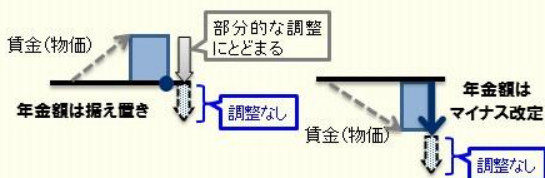
■ マクロ経済スライドの仕組み

(賃金・物価が上昇した場合)



\* 調整率  
= 『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値)  
+ 平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)』

(賃金・物価の伸びが小さい又はマイナスの場合)



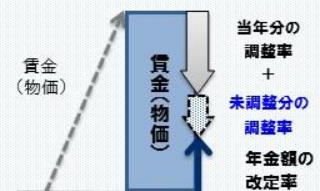
■ キャリーオーバーについて

マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、平成30年4月から未調整分は翌年度以降に繰り越す仕組みを導入した。

この仕組みは、平成28年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整をできる限り早期に行うことにより、将来世代の給付水準を確保するためのもの。

<未調整分の繰り越し>

マクロ経済スライドによる調整が行われなかった場合、未調整分は翌年度以降に繰り越される



(3) マクロ経済スライドの早期実施と将来世代の給付水準の確保

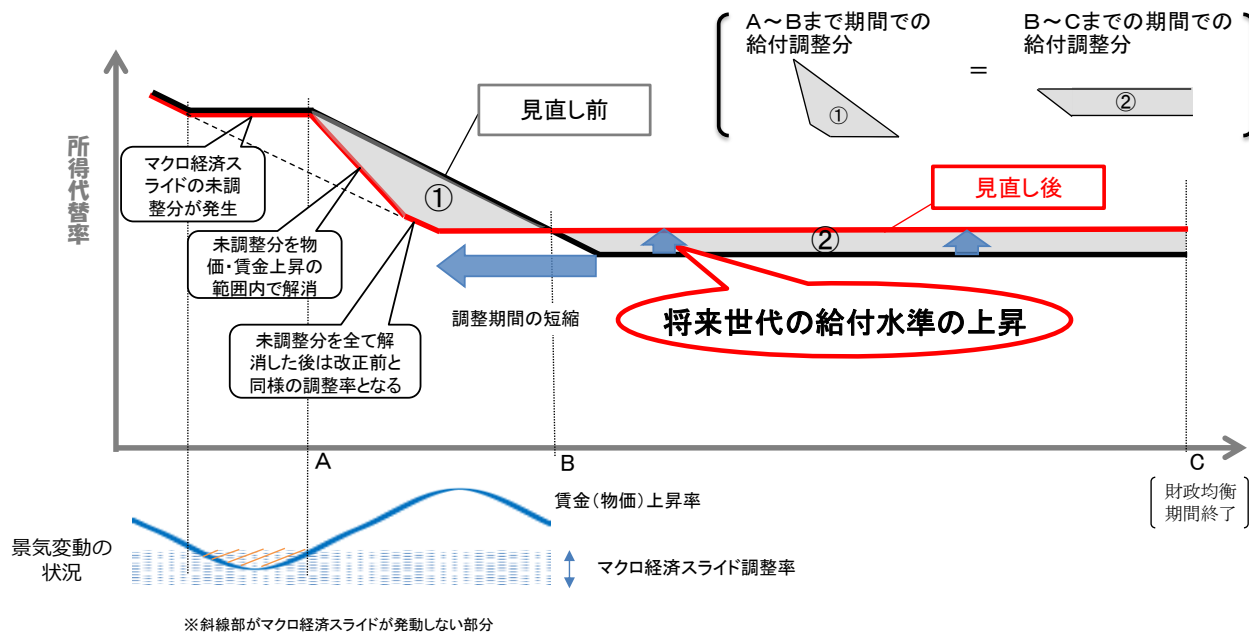
既に述べたとおり、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(給付水準調整期間)、毎年の年金の改定率を抑制することにより行うものである。マクロ経済スライドは、平成16(2004)年改正による導入以降、デフレの影響により、これまで発動が不十分であったため、こうした状況が続くと、足下の所得代替率の調整が進まず、財政均衡までに要する期間が長期化することにより、将来世代の年金水準が低下することになる。

上記(2)で述べたキャリアオーバーの仕組みも通じて、マクロ経済スライドの早期実施を図り、給付水準調整の措置を早期に終了させることが、将来世代の年金水準の確保のために求められる。

マクロ経済スライド調整の見直し(キャリーオーバー)の影響について(イメージ)

○ 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

<キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ>



### 3. 2019年財政検証の結果

2019年に実施・公表された財政検証においては、経済の前提についてメインシナリオを設けず幅広く6通り設定し、将来の経済の状況に応じて、将来の年金の姿がどのようになるかを試算した。

#### 2019(令和元)年財政検証結果のポイント

##### 2004(平成16)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

少子高齢化が進行する中、将来世代の負担が過重なものとなることを避けるために、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう「マクロ経済スライド」により年金の給付水準を調整する仕組みを導入。これにより、長期的な給付と負担のバランスをとりつつ、将来にわたって年金の給付水準を確保。

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ（保険料水準の上限：国民年金17,000円<sup>(※)</sup>（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
  - ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ      ③ 積立金の活用（概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、積立金を活用して後世代の給付に充当）
- ⇒ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 (※)産前産後期間の保険料免除による保険料の引き上げ100円分含む。

人口や経済の動向 →

##### 財政検証

- 少なくとも5年ごとに、
  - 財政見通しの作成
  - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
 を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

##### 2019(令和元)年財政検証結果のポイント

＜新しい将来推計人口と幅広い経済前提の設定に基づき試算。また、オプション試算も実施＞

- ① 経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、
    - ・ マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
    - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**
  - ② 経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・Ⅴ）では、
    - ・ 2040年代半ばに所得代替率50%に到達する。（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば）
    - ・ マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減
- ※ 経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、機械的に調整した場合、2052年度に国民年金の積立金がなくなり、完全賦課方式に移行。ただし、ケースⅦは、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が持続設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

⇒ 経済成長と労働参加を促進することが、年金の水準確保のためにも重要

オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大）  
 ・ 適用拡大を125万人、325万人、1,050万人の3つのケースで試算

⇒ 適用拡大は、所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大い。

オプション試算B（保険料拠出期間の延長と支給開始時期の選択）  
 ・ 基礎年金の加入期間の延長  
 ・ 在職老齢年金の見直し  
 ・ 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ  
 ・ 就労延長と支給開始時期の選択肢の拡大について試算

⇒ 就労期間・加入期間を延長することや、繰下げ受給を選択することは、年金の水準確保に効果が大い。

### (1) 財政検証の前提

#### ① 将来推計人口の前提

国立社会保障・人口問題研究所が2017年4月に公表した「日本の将来推計人口」を用い、合計特殊出生率及び死亡率について、中位・高位・低位の3通りを設定している。

#### ② 労働力率の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が2019年3月にまとめた「労働力需給の推計」の「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むク



ス]、「経済成長と労働参加が進まないケース」を用いている。

「経済成長と労働参加が進むケース」では、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（2018年7月）の「成長実現ケース」を踏まえ、女性や高齢者の労働参加が大きく進むことを仮定しており、2040年に向けて、女性の労働力率についてはいわゆるM字カーブが消失し、30歳台の労働力率が85%を超えるまで上昇、男子については60歳台後半でも70%を超えるとの見通しになっている。

また、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」では、内閣府試算の「ベースラインケース」を踏まえ、女性の労働力率についてはM字カーブの窪みが浅くなり、30歳台の労働力率がおよそ85%程度まで上昇する見通しになっている。

一方、「経済成長と労働参加が進まないケース」では、労働参加率が現状（2017年）程度で変化がない見通しとなっている。

### ③ 経済前提

経済前提の設定にあたっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、年金部会の下に経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、議論が行われた。検討結果の報告（2019年3月及び8月）に基づき、幅広い6ケースの前提を設定している。

2028年度以前の短期の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（2019年7月。以下「内閣府試算」）の「成長実現ケース」、「ベースラインケース」それぞれに準拠して設定している。

成長実現ケースでは、潜在成長率の上昇とともに、2020年代前半にかけて実質2%、名目3%程度を上回る成長率に上昇し、物価上昇率は2023年度以降2%程度に達すると試算されている。

ベースラインケースは、経済成長率は中長期的に実質1%程度、名目1%代半ばとなり、物価上昇率は0.8%程度で推移すると試算されている。

2029年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された幅広い6ケースの経済前提を設定した。

このうち、ケースⅠ～Ⅲは内閣府試算の「成長実現ケース」から接続するものとして設定

されたケース、ケースⅣ～Ⅵは内閣府試算の「ベースラインケース」から接続するものとして設定されたケースとなっている。

経済前提の2029年度以降の20～30年の実質経済成長率は、ケースⅠ～Ⅲでは年平均0.9～0.4%、ケースⅣ～Ⅵでは年平均0.2～▲0.5%と見込まれている。

### 2019(令和元)年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命				
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)		2065年		
1.45 →	出生高位 1.65	{	男 80.75 女 86.99	→	死亡高位 (余命の延びが小さい)	男 83.83 女 90.21
	出生中位 1.44				死亡中位	男 84.95 女 91.35
	出生低位 1.25				死亡低位 (余命の延びが大きい)	男 86.05 女 92.48

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)

【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】

※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定			経済前提		【参考】 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20～30年	
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り 実質<対物価>      スプレッド<対賃金>		
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

## (2) 2019年財政検証の結果の概要

### ① 所得代替率の見通し

財政検証において、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じたマクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率の見通しを算出した。

6ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長するケース(ケースⅠ～Ⅲ)では、将来にわたって所得代替率50%以上を確保する結果となった。

一方、女性や高齢者の労働市場への参加が一定程度進むケース(ケースⅣ、Ⅴ)や、進ま

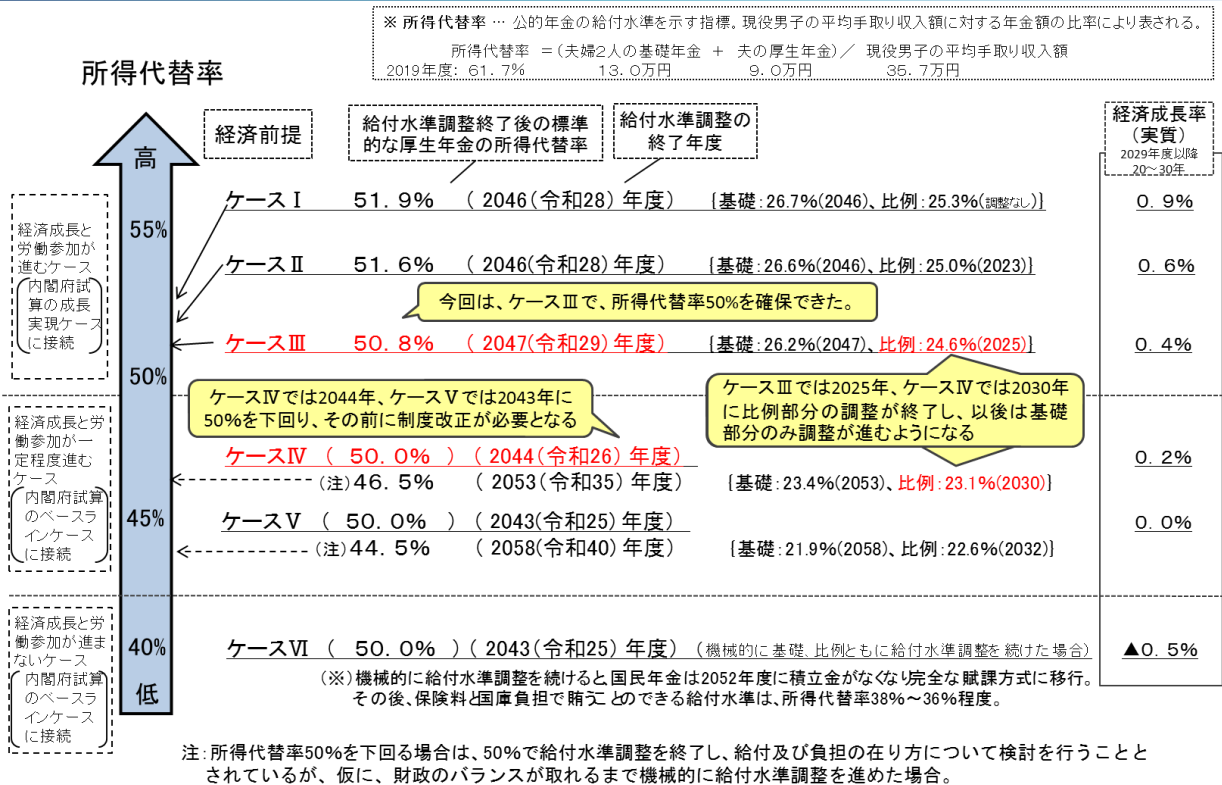
ないケース（ケースⅥ）においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限（所得代替率 50%）を超えて給付水準調整が必要との結果になった。例えば、ケースⅣでは 2044 年度、ケースⅤでは 2043 年度に所得代替率が 50%を下回る見通しであるため、（将来の財政検証においてそうした見通しが 5 年以内に現出する見込みとなったような場合には、その時点で、）平成 16（2004）年改正法附則の規定に基づく調整期間の終了についての検討と、その結果に基づく措置が必要となることになる。<sup>5</sup>

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きい。例えば、ケースⅢの場合、2025 年度には報酬比例部分のマクロ経済スライドが終了し、以後、2047 年度まで 22 年間にわたり基礎年金のみにマクロ経済スライドをかけ続けるという事態が生ずる。その原因は、現行の基礎年金拠出金の仕組みに起因するものであり、今後、財政力が相対的に弱い国民年金の積立金が不足し、基礎年金の調整が長期化する一方で、厚生年金から基礎年金への拠出金が減るため、厚生年金の積立金から 2 階部分に回す財源が増え、報酬比例部分の調整期間は逆に短縮されることになる。

---

<sup>5</sup> なお、今回の財政検証における 5 年後の 2024 年度の所得代替率の見通しは 60.0～60.9%となっており、50%を下回る見込みはないため、現時点では平成 16（2004）年改正法附則の規定には該当しない。（本稿 1（5）「給付水準の下限」の項も参照されたい）

給付水準の調整終了年度と所得代替率の見通し (2019(令和元)年財政検証)



② 年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の手取り賃金の実質価値が上昇すると、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力は増加する。

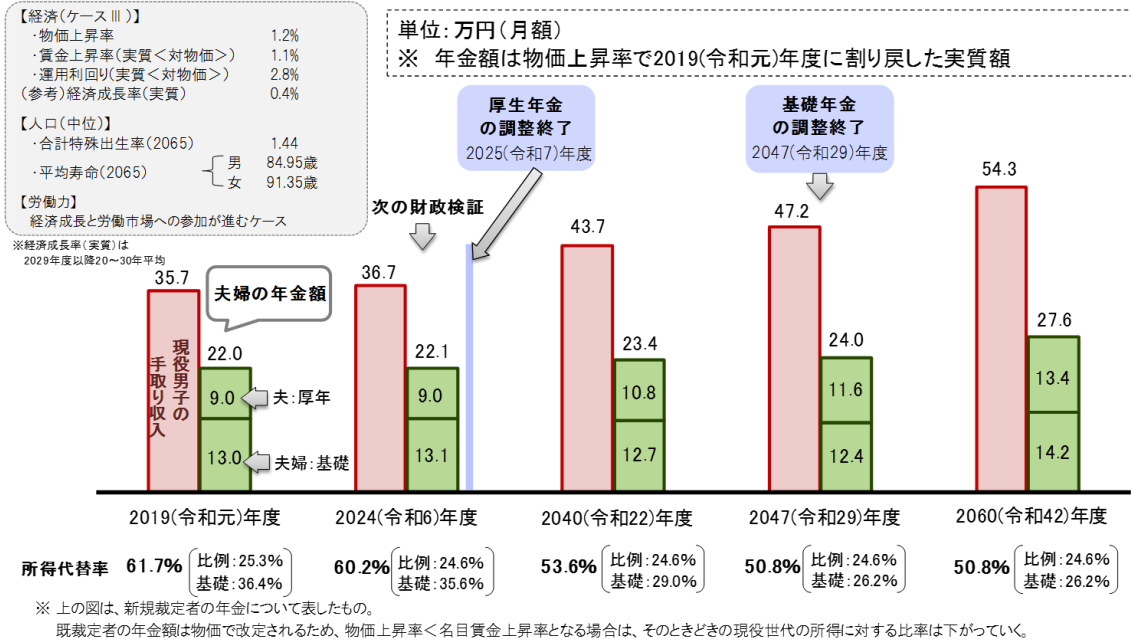
そこで、新規裁定時の年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しを示した。<sup>6</sup>

2019年度に22.0万円のモデル年金の実質額を、例えば2040年度で見ると、ケースⅢでは2040年度に23.4万円と増加するが、ケースⅤは20.8万円に微減する。ただし、基礎年金の購買力を見ると、ケースⅢ、Ⅴでは2019年度に13.0万円の基礎年金(夫婦2人分)は、2040年度にはケースⅢは12.7万円と微減、ケースⅤは11.6万円に減少しており、基礎年金の購買力の低下が課題となる。

<sup>6</sup> 将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を、物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

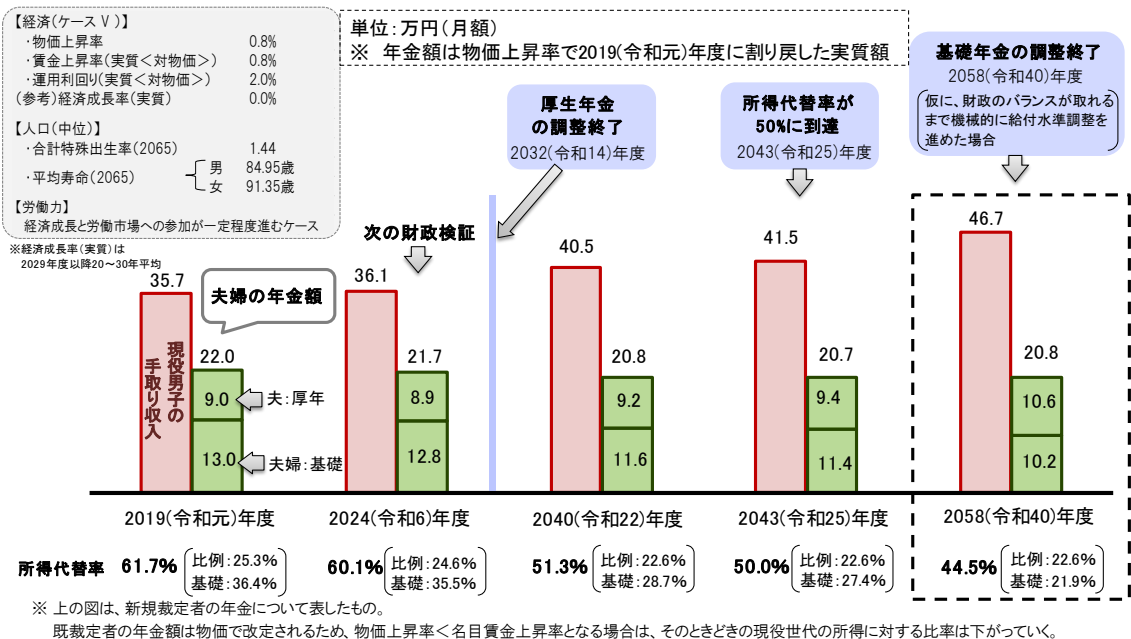
### 2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースⅢ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



### 2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースⅤ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても微減。



【参考文献等】

- ・「2019（令和元）年財政検証結果レポート」（厚生労働省年金局数理課）